第五十一条の四第五項中「第九十条の十五第二項」を「第九十条の十五第四項」に改め、同項第二号中「使用済自動車」の下に「又は被災自動車」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第三号中「自動車検査証を」の下に「国土交通大臣等（」を加え、「運輸支局長若しくは」を「運輸支局長又は」に、「以下この条」を「第九項第五号」に改め、「いう。）」の下に「をいう。第七項及び第八項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　被災自動車に係る永久抹消登録を受けた場合又は被災自動車に係る登録自動車の届出若しくは検査対象軽自動車の届出を行つた場合　これらの被災自動車に係る自然災害（法第九十条の十五第二項に規定する自然災害をいう。第八項において同じ。）の発生した日

第五十一条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九十条の十五第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　自動車検査証の交付又は返付を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額（法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）又は法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車（以下この条において「被災自動車」という。）が第五十一条の三第一項に規定する継続検査を受けた同項に規定する特定自動車であり、かつ、確定日が新自動車検査証（当該継続検査の結果、返付を受ける自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の返付の日から旧自動車検査証（当該返付を受ける前の自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の有効期間の満了する日の一月前の日までの間の日である場合には、旧自動車検査証の交付又は返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を旧自動車検査証の有効期間の月数で除して計算した金額及び新自動車検査証の返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の合計額）

二　使用済自動車又は被災自動車に係る自動車重量税の額につき、既に、法第九十条の十五の規定の適用により還付された金額がある場合又は同条第四項の規定による申請書を提出し還付を受けようとしている場合　前号の規定により計算した金額から当該還付された金額又は当該還付を受けようとする金額を控除した金額

第五十一条の四を第五十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条　法第九十一条の二第一項に規定する政令で定める被災者は、同項第一号に規定する滅失等建物又は同項第二号に規定する損壊建物（以下この条において「滅失等建物等」という。）の所有者であることにつき、当該滅失等建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により滅失等建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人を除く。）とする。

2　法第九十一条の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（自然災害（同項に規定する自然災害をいう。以下この項において同じ。）の被災者の相続人又は合併法人（法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）に該当することが法第九十一条の二第一項に規定する不動産譲渡契約書等その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。

一　自然災害の被災者が個人であつて前項の証明を受けた後に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二　自然災害の被災者が個人であつて前項の証明を受ける前に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて当該被災者が滅失等建物等の所有者であつたことにつき、当該滅失等建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

三　自然災害の被災者が法人であつて前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により滅失等建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四　自然災害の被災者が法人であつて前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により滅失等建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて当該被災者が滅失等建物等の所有者であつたことにつき、当該滅失等建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

3　法第九十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する不動産譲渡契約書等に、滅失等建物等に係る第一項又は前項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長からの証明に係る書類を添付しなければならない。

4　法第九十一条の二第一項第三号に規定する政令で定める建物は、その全部又は一部の用途が同号に規定する滅失等建物の滅失又は損壊の直前の全部又は一部の用途と同一である建物その他当該滅失等建物に代わるものと認められる建物（当該滅失等建物に代わるものであることが同項に規定する不動産譲渡契約書等その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。

（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）

第五十一条の四　法第九十条の十二の二第三項の規定の適用がある場合における自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定の適用については、同法第六条第二項第四号中「政令で定める場所」とあるのは「主たるものの所在地」と、同項第五号中「政令で定める」とあるのは「麹町税務署の管轄区域内の」と、同法第十四条第一項中「同項に規定する納付していない」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の二第三項後段（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）の規定により課する」とする。

2　前項に定めるもののほか、法第九十条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五十五条第一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第二項中「第五十項」の下に「、第四十条の七の四第十七項第四号」を加える。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「（第十三項の表第八十条第一項の項に係る部分を除く。）」を削り、同項の表第十三項の表第百三十五条第二項の項中「第十三項の表」の下に「第八十条第一項の項及び」を加え、同条第二項の表第十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	うち、同法	うち、法人税法

第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「及び第三項の表第八十条第一項の項」及び「（第八十条第一項の項を除く。）」を削り、同条第二項の表第十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額
	うち、同法	うち、法人税法